

改革計画（「漁船漁業」定置網漁業を含む）の公募について（令和7年第2回目）

令和7年5月27日

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

「漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領」第2の2の（2）に基づいて、以下のとおり改革計画を公募します。

中央協議会による認定を受けようとする場合は応募してください。

1 新規認定可能予算額

4,500百万円

（「漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領」第2の2の（1）に基づき決定）

2 認定の判断方法

中央協議会による認定の可否の判断は、別添の審査基準により行います。中央協議会の審査の結果、一定の水準に達していないと評価された改革計画は認定されません。また、新規認定可能予算額を超える複数の改革計画の応募があった場合は、それぞれの改革計画が一定の水準に達すると評価されたとしても新規認定可能予算額の範囲で評価の高い順に認定されます。

3 改革計画書の提出に際しての注意点

- ① 別添審査基準の右欄に掲げる緑色「◎」は、支援メニューごとの必須項目であるため、改革計画書には全て網羅するように作成してください。（記載漏れが発生する場合、中央協議会において認定されない場合があります。仮に認定を受けたとしても、支援ができない場合があります。ご注意ください。）
- ② 緑色「◎」以外の項目については、必須項目ではありませんので、必ずしも改革計画書に記載する必要はありません。
- ③ 改革計画書は、実施する考えのない項目については記載しないでください。確実に取組む内容のみを記載してください。なお、合理的な理由なく改革計画どおり実施しなかった場合は、もうかる漁業の実証期間中に受けた助成の一部または全部の返還を求める場合があります。
- ④ 今回の公募対象となる漁業は、「漁船漁業」（定置網漁業を含む）です。（養殖業は公募の対象となりません。）

4 改革計画書の提出期限

令和7年7月11日（金）

（改革計画の審査・認定を行う中央協議会は7月23日（水）に開催を予定しております。）

5 提出方法

- ①提出内容：地域協議会で作成された改革計画書、資料編など添付資料一式、地域協議会運営事務局担当者及び作業される担当者の連絡先（電話、メールアドレス）
- ②提出先：事業主体（特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構。以下「水漁機構」という。）
- ③提出方法：以下のメールアドレスまで電子ファイルにて提出
水漁機構・構造改革班：kozokaikaku@fpo.jf-net.ne.jp

6 その他の条件等

- ① 改革計画書の作成者及び提出者は、地域協議会とその事務局となります。改革計画書は、資源や水揚げ高減少等の変動リスクを考慮した上で作成された収益性向上の取り組みである必要があり、収支見通しを含めた改革計画の妥当性について地域協議会の構成員の同意が得られていない場合は応募できません。また被用船予定者の新船建造にあたり融資機関から必要な額の融資を受ける見通しが立っていない場合は、改革計画の実行が困難であることから応募できません。
- ② 次に掲げる関係通知等に従うことに同意いただける場合のみ提出が可能ですので、関係通知等をしっかり確認してください。
 - ・ 漁業構造改革総合対策事業の注意事項について
 - ・ 漁業構造改革総合対策事業について（概要）
 - ・ 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱
 - ・ もうかる漁業創設支援事業実施要領
 - ・ 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領※これらの関係通知等は、すべて水漁機構のホームページの「漁業構造改革総合対策事業」のサイトに掲載されています。
- ③ 原則として、5年間の事業期間中、計画どおりに履行できる漁船を用いること。（船齢が古く、途中で代船に依らなければ改革計画の履行が困難となる漁船は用いない。但し、水産庁の要請により、緊急対策として令和4年度に設けられた不漁対策（もうかる漁業創設支援事業実施要領第1の1の（2）の力）については支援期間の終了後については除きます。）
- ④ 地域協議会は、改革計画の作成にあたり、事業主体に対して専門家（中央協議会委員等）の派遣等の支援を求めることができます。これは改革計画の提出前に終わってください。
- ⑤ 改革計画の提出後であっても、記載に不備がある場合、記載の修正を求める場合があります。
- ⑥ 水産庁要請（通知）により、原則として、もうかる漁業創設支援事業の支援を受けた対象漁船の耐用年数期間内に、売却・貸出等により利益を得ることは認められません。仮にそれによって利益を得た場合、もうかる漁業の実証期間中に受けた助成の一部または全部の返還を求める場合があります。